

[実行委員会企画シンポジウム]

アメリカの“部活”を問う：共同調査研究プロジェクトの成果を元に

[日程] 6/27 (土) 15:45～17:45

[内容] 第1 発表者・谷口輝世子 (在米ジャーナリスト)「アメリカのユーススポーツにおける
高校運動部活動」

第2 発表者・束原文郎 (帝京大学)「ミシガン州における制度・組織・実態」

第3 発表者・松本泰介 (早稲田大学)「カリフォルニア州における公立学校運動部活動の
労働条件に関する法形成」

指定討論者・川島浩平 (早稲田大学)

司 会 ・中澤篤史 (早稲田大学)

1. 本シンポジウムの趣旨と背景 (中澤篤史)

アメリカの“部活”は、どのような形態で、どのように行われているのだろうか。なかでも盛んと言われるアメリカの高校運動部活動の実態はいかなるものなのか。

日本の体育社会学は、当然ながら日本の運動部活動のあり方を調べ考えてきたが、アメリカの“部活”を問う作業は十分ではない。しかし、アメリカを調べることで日本とは違ったあり方や制度のつくり方を考えることができたり、日本の運動部活動が抱える問題を解決するヒントを得たりもできるのではないか。そうした問題関心をもって私たちは、アメリカ現地を訪れて、複数の州の高校運動部活動を対象にフィールドワークを行う共同調査研究プロジェクトを継続している。

この共同調査研究プロジェクトのメンバーは、中澤篤史 (早稲田大学) を代表として、3 人の発表者で

ある谷口輝世子（在米ジャーナリスト）・束原文郎（帝京大学）・松本泰介（早稲田大学）に加えて、フレッド・アリエル・ヘルナンデス Dr. Fred Ariel Hernandez（カリフォルニア大学ロサンゼルス校 University of California, Los Angeles）、小石川聖（早稲田大学大学院）である。

本シンポジウムでは、こうした共同調査研究プロジェクトの具体的な成果を、各発表者がそれぞれの観点で報告する。

第1に、アメリカに居住するジャーナリストの谷口輝世子が、「アメリカのユーススポーツにおける高校運動部活動」と題して、アメリカの高校運動部活動がユーススポーツ全体においてどのような特徴をもって行われているのかを概観する。

第2に、スポーツ社会学／スポーツマネジメントを専門とする束原文郎が、「ミシガン州における制度・組織・実態」と題して、ひとつの事例としてミシガン州の高校運動部活動を取り上げて、インテンシブなフィールドワークデータを用いて集中的に分析する。

第3に、スポーツ法を専門として弁護士でもある松本泰介が、「カリフォルニア州における公立学校運動部活動の労働条件に関する法形成」と題して、日本で社会問題化した部活動顧問教師の労働条件をテーマに、カリフォルニア州の法制度ではどのように扱われているのかを検討する。

最後に、これら3つの報告に対して指定討論者として、アメリカスポーツ文化論を専門とする川島浩平から質問・コメントをもらいながら討議する。本抄録では、3つの発表の概要を以下に示す。

2. アメリカのユーススポーツにおける高校運動部活動（谷口輝世子）

2-1. 目的

本発表は、アメリカの高校運動部活動が、18歳以下の子どもを対象とするユーススポーツの中でどのような位置を占めているのかを、発表者の保護者としての経験、ジャーナリストとしての取材、統計データをもとに整理するものである。

2-2. 小中学生年代の競技志向

アメリカの小学生年代のスポーツは、主に学校外で行われている。多くの場合、活動はレクリエーション型と競技型に分かれる。レクリエーション型は地域内のチーム同士で対戦するのに対し、競技チームではトライアウトによってチームを編成し、さらにレベル別にリーグを編成し、試合を行う。遠征が多く、費用も高くなる。この年代から、高校運動部への入部を意識する家庭が出てくる。アメリカの高校運動部では、特に集団競技でトライアウトが行われることが一般的である。人気のない部では希望者全員がほぼ入部できる場合もあるが、希望者が登録人数を大きく上回る場合は、トライアウトによって人数が絞られる。小中学生年代にそのスポーツを経験していない場合は、高校運動部のトライアウトにパスするのは難しいからである。

2-3. 高校運動部と学校外スポーツの関係

アメリカの高校運動部はシーズン制であり、季節ごとに実施される競技が異なる。複数種目に参加する生徒もいる一方で、一つの競技を年間を通じて続ける生徒もいる。たとえばバスケットボールでは、冬季は高校のチームで活動し、シーズン終了後は AAU(Amateur Athletic Union)など学校外のチームでプレーする生徒がいる。種目によって違いはあるが、NCAA(National Collegiate Athletic Association)の強豪大学でのプレーを目指す生徒は、学校外のクラブチームにも所属するケースが大半である。この関係を日本に置き換えると、学校に通いながら受験対策のために塾・予備校に通う関係に近いのではないか。

2-4. スポーツビジネスとの結びつき

米シンクタンクのアスペンスポーツ研究所(Aspen Institute's Project Play)は、保護者が子どものスポーツにつき込むお金の総額は400億ドル(約6兆2400億円)以上と推計している。高校運動部でも参加費が徴収されることはあるが、その金額の決定には州や学区が関与し、高額にならないよう設定される。一方、学校外のクラブチーム、個別レッスン、グループレッスン、遠征、スカウトにアピールするためのショーケース大会にはそうした上限がない。ユーススポーツ市場の大きな部分は、学校外の競技活動

によって形成されている。しかし、それは学校の運動部で優位に立つためという面がある。

2-5. 保護者の期待と奨学金による評価

アスペン研究所の調査では、自分の子どもには、NCAA で最もレベルの高いディビジョン I でプレーできる能力があると答えた保護者が 22.2%いた。しかし、実際にディビジョン I でプレーできる高校生選手は 1~4%（種目によって違いがある）に過ぎない。楽観的な期待を持つ保護者が少なくない。

また、年間授業料が 1000 万円以上する寮制私立高校の生徒であっても、ディビジョン I の大学から奨学金を得ることを目標に掲げる生徒もいる。これは大学費用を補う手段というだけではなく、「大学が全費用を負担するほど高く評価された選手である」という評価のひとつとして受け止められているようである。

（参考 Web 情報；2026 年 4 月 25 日最終閲覧）

<https://projectplay.org/news/2025/2/24/project-play-survey-family-spending-on-youth-sports-rises-46-over-five-years>
<https://www.aspeninstitute.org/wp-content/uploads/2025/06/National-Youth-Sports-Parent-Survey-FINAL.pdf>

3. ミシガン州における制度・組織・実態（束原文郎）

3-1. 目的

本発表では、ミシガン州の高校体育連盟（Michigan High School Athletic Association, MHSAA）の組織構造や規定、および州内の公立高校（M 高校）でのフィールドワークから得られた知見に基づき、同州における学校運動部活動の制度的・組織的特徴と運営の実態を詳らかにする。

3-2. MHSAA の組織とガバナンス

ミシガン州のスクールスポーツを統括するのは、MHSAA である。MHSAA は、州内の公立・私立を問わずほとんどの学校が任意で加盟する民間非営利法人であり、競技規則の策定や運営ルールの執行に責任を持つ。そのハンドブック冒頭では、関係者の立場（生徒アスリート、教員、アスレティック・ディレクター、学校長）ごとに維持すべき規範（コード）が示される。教育長や校長に対しても運動部活動

の意義や運営方針の完全な理解と責任を義務づけている点は興味深い。

また、生徒アスリート（student-athlete）に対してはアマチュアリズムと選手資格（eligibility）の維持を求めており、スポーツの成績を理由とした金銭や物品の授受を厳しく制限している。

3-3. 学校現場におけるマネジメントと資金調達

M 高校の事例に見る運営実態の特徴として、第一に「機会の平等」の追求が挙げられる。同校ではパ
ンデミックを契機に参加費を無料化し、生徒の約 85%が課外活動に参加する環境を整えている。

第二に、校長とアスレティック・ディレクターを中心とした分業型マネジメント体制である。学内に
アスレティック・ディレクターを配置し、プログラム運営や指導者人事についての一元的に管理可能な
体制をとることは、責任の所在の明確化を意味する。

第三に、多様なチャンネルを用いた資金調達である。参加費を無料とする一方で、チケット販売、地元
企業からのスポンサーシップ、保護者等による支援団体「ブースター組織」の募金などにより、コーチ
報酬や施設維持費以外の運営費を賄っている。

3-4. 教育施設としてのデザインと収益性の確保

アメリカのスクールスポーツにおいては、施設を管理対象と見なすだけでなく、教育効果を高めると
同時に収益を生む場としてデザインするという哲学と実践が根付いている。例えば、スクール・プライ
ドを醸成する校舎内の通路デザインや、地元企業の広告が掲げられたスタジアムなどがその象徴である。

スポーツ施設を柔軟に活用して収益を確保し、それを施設の拡充や修繕に充てるというビジネス的な
側面が、アマチュアリズムと矛盾することなく制度化されている。

3-5. まとめ

ミシガン州の事例からは、学校におけるスポーツは、生徒たちが粘り強さや社会統合を学ぶ教育活動

の柱の一つとしてあり、またそれがコミュニティ全体の福祉を視野に入れた教育者たちによって学校教育制度に組み込まれている実態が浮かび上がった。学業成績を参加条件とする制度や、授業を担当しながら部活動の指導を担うティーチャー・コーチは、スポーツの教育的価値を維持・増強するために不可欠な存在となっている。ビジネス的な手法を取り入れつつ教育的本質を堅持するその仕組みは、日本の部活動改革に重要な示唆を与えるものと思料する。

4. カリフォルニア州における公立学校運動部活動に関する教員の労働条件の法形成（松本泰介）

4-1. 目的

本発表は、カリフォルニア州における公立学校運動部活動に関する教員の労働条件の法形成について、団体交渉協約を中心に検討し、日本への示唆を導出することを目的とする。

4-2. 日本と米国の労働条件

日本では、教員の長時間労働の一因として学校部活動の負担が問題視されているが、その労働条件は全国的に統一的な手当制度にとどまり、十分な制度的整理がなされていない。他方、アメリカ合衆国では州ごとに教育制度が構築されており、特にカリフォルニア州では教育雇用関係法（EERA）に基づき、教員団体と学区との団体交渉によって労働条件が詳細に規律されている。

4-3. 法的背景としての教員団体交渉制度

まず、法的背景として、1960年代以降の教員団体交渉制度の発展を踏まえ、EERAが教員の団結権および団体交渉権を保障し、給与・労働時間・労働条件を交渉事項として位置づけていることを確認した。また、判例上、課外活動指導は一定範囲で教員の職務とされ得るが、追加報酬の支払いを否定するものではなく、実務上は契約による補償が必要とされる点を整理した。

4-4. 学区ごとの団体交渉協約の分析

次に、ロサンゼルス、アズサ、マンハッタンビーチ、ロングビーチの各統一学区の団体交渉協約を分析した。その結果、いずれの学区においても、学校部活動は「追加業務 (extra duty)」または「課外活動」として本務とは区別され、追加契約および追加報酬の対象として体系的に位置づけられていることが明らかとなった。報酬は競技種目や役職、経験年数等に応じて細分化され、シーズン単位または学期単位で支払われる。また、課外活動への従事が自由意思に基づくべきことを明示する協約も存在し、強制的負担の抑制が図られている点が特徴的である。

さらに、団体交渉協約は学区ごとに締結されるため、地域の実情に応じた労働条件の形成が可能であり、中央集権的な制度とは異なる柔軟性を有する。このように、カリフォルニア州における教員の部活動指導は、正規業務とは区別された有償の追加労働として制度化され、団体交渉を通じて具体的かつ詳細な労働条件が確立されている。

4-5. まとめ

以上の分析から、日本における学校部活動の制度改革に向けては、部活動を正規業務とは区別する制度設計、追加報酬の明確化、ならびに教育委員会と教員団体との実効的な団体交渉の導入が重要であることが示唆される。